

生徒心得

本校生徒は常に生徒証明書を携行し、本校生徒としての自覚と誇りをもち、責任ある行動をとるよう心がけよう。

以下の規則は本校の教育目標達成のために必要な生徒の基本的な生活のあり方を示すものである。従って、自分のために校則を積極的に守ること。

なお、違反がある場合については、別途細則に基づいて厳しく特別指導を行う。

1 基本的生活態度

- (1) 規律と責任を重んじ、自発的・積極的に清新な校風の樹立に最善を尽くす。
- (2) 礼儀・服装・時間厳守などの基本的生活習慣を身につける。
 - ① 進路目標達成のために無遅刻・無欠席・無早退に努め、日々の授業を熱心に受ける。
 - ② 互いに敬愛の念をもって、明るく元気に、挨拶を交わす。
 - ③ 清潔で端正な服装をし、高校生としての品格を保つ。
 - ④ 正しい言葉づかいをする。
 - ⑤ 各種会合の際は、私語談笑を慎み、会の雰囲気や損なわないよう特に注意する。
- (3) 校内美化活動を通じ、公共物の愛護、良い環境づくりに励む。
- (4) 健康管理と自転車の乗車マナー等を守り安全に努める。

2 服 装

- (1) 制服：学校指定のものを気候に合わせて着用する。※式典時の服装は別途指示することがある。
- | | | |
|--------|---|---|
| [冬 用] | 上着 (男子) | 指定ジャケットを着用する。校章ー右襟 学年組章ー左襟 ジャケットを脱ぐときは、指定シャツを着用する。 |
| | 上着 (女子) | 指定ジャケットを着用する。校章・学年組章ー胸ポケット ジャケットを脱ぐときは、指定シャツを着用する。 |
| | リボン | 指定リボンを着用する。※式典時は必ず着用する。 |
| | スラックス | 指定スラックスをかかとを踏まない長さで着用する。 |
| | スカート | 指定スカートを着用する。膝頭を隠す長さとし、スカート下にジャージを履くことは禁止する。 |
| [夏 用] | 上着 (男子) | 指定シャツを着用する。 |
| | 上着 (女子) | 指定ブラウスまたはシャツを着用する。 |
| | スラックス | 指定スラックスをかかとを踏まない長さで着用する。 |
| | スカート | 指定スカートを着用する。膝頭を隠す長さとし、スカート下にジャージを履くことは禁止する。 |
| [ベルト] | スラックスの場合は必ずベルト (黒・紺・茶) を着用すること。 | |
| [ソックス] | 白・黒・紺を基調とする無地もしくはワンポイントの靴下とする。ただし式典時は、女子は紺の指定ソックス又はタイツ (黒) とする。 | |
| [靴] | 通学で使用する靴は、サンダルやスリッパは禁止する。 | |
- (2) 防寒具
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| [コート] | 黒または紺を基調とした無地の防寒着とする。任意購入のこと。 |
| [その他] | 手袋・マフラー・ネックウォーマーのみとし、ニット帽や耳あては禁止する。 |

[ベスト・セーター・カーディガン] 黒・紺・グレー・茶系の無地のみとする。任意購入のこと。

(3) その他

[上履き] 学校指定のものを着用する。

[体育服] 学校指定のものを着用する。

[体育館シューズ・グラウンドシューズ] 学校指定のものを着用する。

[異装許可] 身体的な理由など、正当と認める理由で学校指定外のものを着用する場合、生徒指導課に「異装許可願」「医証」等を提出し、許可を得ること。

3 頭 髪

(1) 頭髪

① 前髪は目にかからないこと。長い場合は常にピンで留めておくこと。

② 横髪・後髪は肩のラインを越える場合は結髪すること。

③ 結髪の用具は黒紺茶のゴム、髪留めの用具は黒のヘアピンとする。

(ただし、装飾板などがついているものは不可)

④ 結髪は、後頭部で1つ、または2つに結ぶこと。

⑤ 部分的に極端に短い髪型（アシンメトリー）等、特異な髪型や編み込みを禁止する。

※男女ともパーマ・カール・縮毛矯正・染色・脱色・整髪料等、髪への加工は禁止する。過度のドライヤー等による変色についても、同様に認めない。違反した場合は、学校の指導に従うこと。

(2) 眉剃り・ピアスについて

・眉剃り・ピアスは禁止する。元の状態になるまで、定期的に継続指導を行う。

・男女とも改善が見られない生徒には、特別に指導する。

(3) 化粧について

ファンデーション・マスカラ・アイプチ・口紅（色付きリップ含む）・眉書き、マニキュア、爪みがき等、一切の化粧を禁止する。また、まつ毛エクステンション、カラーコンタクト、サークルレンズ等も禁止する。

(4) 装身具について

指輪・イヤリング・ネックレス・ピアス・リボン等の装身具は認めない。

4 携帯電話・スマートフォン

(1) 校内における携帯電話及びスマートフォンの使用については、休み時間及び放課後の使用を認める。

① 休み時間（昼休みを除く）の使用については、原則、教室内で使用する。但し、カメラ機能を使った撮影については禁止とする。携帯電話及びスマートフォンの不適切な使用（無許可撮影や SNS への不適切投稿など）を行った場合は、特別指導の対象とすることもある。

② マナー遵守を原則とする、やむを得ず音の出るアプリや機能を使用する場合には、イヤホンを使用するなど周囲に迷惑や不快感を与えることがないように十分に配慮して使用すること。携帯電話及びスマートフォン使用については、歩きスマホなど、危険を伴う行為は厳に慎むこと。

(2) 禁止事項

授業中、掃除時間中、ホームルーム活動・学校行事での携帯電話及びスマートフォンの使用については禁止とする。（授業中は、電源を切るかマナーモードにして通学バッグの中かロッカーへ確実に収納すること。机の引き出しの中や制服のポケットに入れることは禁止とする。移動教室の場合は、個人ロッカーに確実に収納することを原則とする。ただし、やむを得ず、移動教室に持ち込む場合は、教科担当が指定する場所で管理すること。）

(3) 校内においては、携帯電話及びスマートフォンの自己管理を徹底すること。学校行事や移動教室の際は生徒個人ロッカーを利用し、紛失等がないように細心の注意を払うこと。携帯電話及びスマートフ

オンには個人情報が多く含まれ、紛失の際はその所有者が責任を問われるという事を認識しておくこと。

- (4) 考査・模試の際には携帯電話及びスマートフォン、スマートウォッチを通学バッグ内に入れ、必ず廊下に出して教室内に持ち込まないこと。(考査中は、アラーム機能などの突発的な対応のためロッカーには入れない。)

考査中に携帯電話及びスマートフォンの教室内への持ち込みが確認された場合は不正行為と見なし、特別指導(停学等の懲戒)の対象とするので厳に注意すること。

- (5) 公共の場所及び交通機関の中では、それぞれの場所・施設内での使用規定やマナーを遵守し、周囲に迷惑や不快感を与えることがないように十分に配慮すること。

登下校時の使用に関しては、周囲の状況に配慮した上で、安全な場所でマナーを遵守して使用すること。

5 携行品

- (1) 所持品は全て記名し、学業に必要な物以外は持ってこないこと。見つけ次第、一定期間学校預かりとする。
- (2) スクールバッグについて
 - ・学校規定のバッグ(紺の肩掛けタイプ、黒のリュックタイプ)を通学に使う。
 - ・部活動生にかぎり、各部で揃えた校名入りのバッグであれば単独の使用を認める。
 - ・通学バックに荷物が入りきれない場合は、サブバッグとして他のバッグを併用してもかまわない。

6 下校時間

生徒の下校時間は原則として下記のとおりとする。

完全下校時間 19時30分

※長期休業中は別途定める。

7 通学上の諸注意

- (1) 遅刻しないように余裕をもって登校すること。
- (2) 原付車、自動二輪、普通車等の各種運転免許取得は全面禁止する。運転免許取得のための学校入校は第3学年2月1日以降とする。その際、生徒育成部に許可願を提出すること。
- (3) 自転車通学生は、学校に申請し、許可を得た者とする。
- (4) 自転車通学生は登録し、規定のステッカーを所定の場所に貼り付ける。
また前後輪を必ず2つの鍵で施錠し所定の場所に整頓しておく。傘さし運転・2人乗り運転・右側並行・並列走行・無灯火運転・運転しながらの携帯電話・イヤホン使用は、道交法により禁じられている。道交法を遵守し、自他の安全に十分注意する。
また、学校が指定した通学路を通行すること。
- (5) 自転車通学生は、雨天時には雨合羽を着用すること。雨合羽の色は、交通安全上、白色系が望ましい。
- (6) 列車、バス通学生は、交通道德を守り、困っている人等には温かい思いやりの心を持つ。列車、バスの乗降には十分注意し安全・マナーを心がける。

8 校外生活

- (1) 生徒証明書は常時携行する。

- (2) 不健全な場所へ出入りしない。
- (3) 飲酒・喫煙はしない。
- (4) 外泊をしない。
- (5) 午後 10 時以降の外出・無断外泊は、原則として禁止する。
- (6) アルバイトは原則として認めていない。ただし、家庭の経済的事情により希望する場合は、担任へ申し出ること。

9 問 題 行 動

いじめ・暴力行為・暴言行為・指導無視・恐喝・万引き・窃盗・喫煙・飲酒・薬物乱用・不正行為・道路交通法違反・深夜徘徊・無断アルバイト等の法規違反及び校則違反については、規定に基づき懲戒を含め厳正に対処する。懲戒とは、退学・停学・訓告とする。

10 そ の 他

- (1) 制服着用の義務付け
 - ① 登下校時
 - ② 校外における学校行事への参加時。
 - ③ 学校を代表しての校外行事への参加等。(対外試合、研究発表等)以上の各項に該当する場合は、必ず制服を着用しなければならない。
- (2) 制服の下に着るものは華美にならないようにする。
- (3) 学校が指定したものの改変は認めない。
- (4) 生徒間の物品の売買は禁止する。
- (5) その他、学校の規定にないものでも学校が不適当と判断した場合には、適切な処置をとる。
- (6) スマートフォン（SNS 等）の利用については、安心・安全に利用するための環境づくりに努めること。